

日本橋川の賑わい創出に向けた検討会 設置要綱

(目的)

第1 日本橋川周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しており、この機会を捉えて高質な水辺環境を創出していくことが重要である。日本橋川周辺の特性を活かした水辺空間の賑わいや水辺景観の向上、水質改善に関する検討を行うため、日本橋川の賑わい創出に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 日本橋川沿いの親水空間や景観の基本的な考え方
- (2) 日本橋川沿いの今後のまちづくりに関する事項
- (3) 日本橋川の河川環境改善に関する事項
- (4) 第2 (1) から (3) における、官民連携に関する事項
- (5) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3 検討会は、別紙に掲げる委員等により構成する。

(座長および副座長)

第4 検討会には、座長と副座長を置くものとする。

- 2 座長は、検討会の議事を主宰する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員等以外の者の出席を求めることができる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職を代理する。

(オンラインによる検討会)

第5 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な検討会の運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。）を活用した検討会を開催することができる。

(会議)

第6 座長は、必要に応じて委員等を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 本検討会の議事次第及び議事要旨は、検討会の終了後に公開し、検討結果については、取りまとめ次第、公開する。ただし、委員長が必要と認める場合には、非公開とするこ

とができる。

- 4 座長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を各委員等へ送付し、意見を聴き、検討会の会議に代えることができる。

(分科会)

- 第7 座長は、検討会を円滑に運営するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(事務局)

- 第8 検討会の事務局は東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課及び総務部企画技術課に置き、その事務は事務局が処理するものとする。

(守秘義務)

- 第9 検討会の委員及びその他出席者は、討議により知り得た情報などについては、この検討会の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の事実については、その公表があるまでの間、検討会の委員等及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(その他)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、検討会運営に必要な事項、その他必要な事項は、検討会で定める。

附則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

【日本橋川の賑わい創出に向けた検討会】 委員等一覧

氏名	職名
(学識委員)	
岸井 隆幸	日本大学 名誉教授 【座 長】
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授 【副 座 長】
廻 洋子	敬愛大学 国際学部 特任教授
中島 典之	東京大学 環境安全研究センター 教授
田中 里沙	事業構想大学院大学 学長
米家 志乃布	法政大学 文学部 教授
横張 真	東京大学 特任教授
(幹事)	
東京都 都市整備局長	【代表幹事】
東京都 政策企画局 計画調整部長	
東京都 生活文化スポーツ局 文化振興部長	
東京都 都市整備局 企画担当部長	
東京都 都市整備局 景観・プロジェクト担当部長	
東京都 都市整備局 まちづくり調整担当部長	
東京都 都市整備局 都市基盤部長	
東京都 環境局 自然環境部長	
東京都 産業労働局 観光部長	
東京都 建設局 河川部長	
東京都 建設局 企画担当部長	
東京都 下水道局 計画調整部長	
千代田区 環境まちづくり部長	
中央区 都市整備部長	
首都高速道路(株) 計画・環境担当部長	
首都高速道路(株) 更新・建設局 日本橋プロジェクト推進部長	